

# 仙台徳洲看護専門学校学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本校は、看護師に必要な知識、技術及び態度を教授し、社会に貢献できる有能な人材を養成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本校は、仙台徳洲看護専門学校という。

### (位置)

第3条 本校は、仙台市太白区茂庭台一丁目3番4号に置く。

### (自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第2章 課程、学科、修業年限、定員並びに休業日

### (課程及び学科、修業年限、定員等)

第5条 本校の、課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課程	学科	修業年限	学生の定員	
			1学年の定員	総定員
三年課程 (医療専門課程)	看護学科	3年	50名	150名

2 在学期間は、6年を超えることはできない。

### (学年及び学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。2学期は、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

### (休業日)

第 7 条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長が必要と認めるときは、休業日を変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 春季休業
- (4) 夏季休業
- (5) 冬季休業
- (6) その他校長が定める休業日

2 前項の規定にかかわらず、校長は、特に必要があると認める時は臨時に休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

### 第3章 教育課程、授業時間数、単位の授与及び教職員組織

#### (教育課程)

第 8 条 本校の教育課程及び単位数は、別表のとおりとする。

#### (単位の計算方法)

第 9 条 各授業科目に対する単位の計算方法は、講義及び演習については、15 時間から 30 時間の授業をもって1単位、臨地実習については、40 時間の実習をもって1単位とする。

#### (単位の授与)

第 10 条 校長は、授業科目の履修を終えた学生に対して試験又は実習の評価により単位を与えるものとする。ただし、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

2 試験の成績及び実習の評価は、100 点を満点とし、60 点以上を合格とする。

#### (他の専修学校等における授業科目の履修)

第 11 条 校長は、本人からの申請に基づき、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号)別表三の備考二に掲げる学校等で別表に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修して入学した者の単位について、個々の履修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当すると認めるときは、取得すべき総単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で当該単位を本校における履修により修得したものとみなすことができる。

2 校長は、本人からの申請に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 40 条第 2 項第 1 号の規定に該当する者の本校に入学する前に履修した科目の単位について、個々の履修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当すると認めるときは、別表に定める基礎分野の当該単位を本校における履修により修得したものとみなすことができる。

### (始業・終業時間)

第 12 条 本校の始業及び終業の時刻は、8時から18時までとする。

### (教職員)

第 13 条 本校に次の職員を置く。

- (1) 校長 1人
- (2) 副校長 1人
- (3) 専任教員 9人以上
- (4) 事務職員 3人以上
- (5) 学校医 1人

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

## 第4章 入学、休学、退学、卒業

### (入学資格)

第 14 条 本校の入学資格は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 90 条第 1 項に規定する者に該当する者で別に定める入学試験に合格した者とする。

### (入学時期)

第 15 条 本校の入学時期は、4 月とする。

### (入学手続等)

第 16 条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載し、第 26 条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から指定期日以内に第 26 条の入学金を添えて手続きをとらなければならない。

### (転入学)

第 17 条 校長は、転入学を希望する者がある場合は、定員に欠員がある場合に限り、選考の上、相当の学年に転入学を許可することができる。

### (休学)

第 18 条 学生が疾病、その他やむを得ない理由によって 1 か月以上欠席する場合は、診断書又はその理由を証する書類を添え、保証人と連署の上、休学を願い出て校長の許可を受けなければならない。

2 休学期間は通算して 2 年を超えることはできない。

### (復学)

第 19 条 休学した学生が復学しようとするときは、復学願を保証人と連署の上、校長に提出し、その許可を受けなければならない。

### (退学)

第 20 条 退学しようとする者は、その理由を退学・転学願書に記し、校長の許可を受けなければならない。

### (卒業の認定)

第 21 条 校長は、3 年以上在学し、別表に定める単位数を取得した者について卒業を認定する。ただし欠席日数が、出席すべき日数の三分の一を超えるものについては卒業を認めない。

2 第 1 項本文の規定により卒業を認定された者に対しては、卒業証書を授与する。

### (称号の授与)

第 22 条 前条により教育課程を修了した者には、専門士(医療専門課程)の称号を授与する。

## 第5章 会議

### (会議)

第 23 条 学校の適切な運営及び教育の充実を図るため、運営会議、教務会議、職員会議及び実習指導者会議、その他必要な会議を置く。

2 前項の会議については別に定める。

## 第6章 賞罰

### (褒賞)

第 24 条 成績優秀にして、他の模範となる者には、褒賞することがある。

### (懲戒)

第 25 条 校長は、学内の秩序を乱し、または学生の本分に反する行為をした者に対し、次に掲げる懲戒を行うことができる。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学
- (4) 除籍

## 第7章 入学金及び授業料等

### (納付金)

第26条 本校の入学検定料、入学金、授業料、実験実習費及び教材費は次のとおりとする。

入 学 検 定 料	30,000 円
入 学 金	270,000 円
授 業 料	360,000 円
実 験 実 習 費	100,000 円
教 材 費	40,000 円

- 2 既納の入学検定料は、入学志願者が入学試験を受けなかった場合においても返却しない。
- 3 入学金は、入学を許可された日から10日以内に納入しなければならない。ただし、当該納入期限が休日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。以下同じ）に当たるときは、その直後の休日でない日をもって納入期限とみなす。
- 4 既納の入学金は返却しない。
- 5 授業料および実験実習費は、前期後期（各230,000円）の2回に分けて納入する。教材費（40,000円）については前期に一括して納入する。前期の納入期日は4月30日とする。後期の納入期日は10月31日とする。授業料、実験実習費及び教材費は、指定された期日までに指定金融機関まで振込すること。
- 6 休学期間の授業料、実験実習費及び教材費は原則徴収する。
- 7 前期又は後期の途中で退学の場合、当該学期の授業料、実験実習費及び教材費は徴収する。
- 8 停学期間中の授業料、実験実習費及び教材費は徴収する。
- 9 再試験の受験料は別に定める。

### (除籍)

第27条 授業料その他の納付金を1年以上滞納した者は、除籍することができる。

## 第8章 健康診断

### (健康診断)

第28条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

## 第9章 雑則

### (実施細目)

第29条 この学則の実施細目は、校長が別に定める。

#### 附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

平成27年6月1日から一部改正し施行する

平成30年7月1日から一部改正し施行する

平成30年9月1日から一部改正し施行する

令和元年7月1日から一部改正し施行する

令和4年4月1日から一部改正し施行する